

◆ ブラウントラウト等の放流禁止について

北海道では、北海道漁業調整規則により、ブラウントラウト、カムルチー、カワマスの3魚種の移植（魚、魚卵の放流）を禁止しています。

移植を行った者には、最大6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金、又はこれを併科されますので、規則の遵守とともに、周囲にいる釣り愛好家等への周知について、ご協力をお願いします。

また、これら3魚種とは別に、ブラックバス、ブルーギル、ウチダザリガニ等は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に係る法律（略称：外来生物法）（環境省・農林水産省）で指定され、許可を受けずに「飼育、栽培、保管、販売、譲渡、輸入、野外に放つこと」などを行うことが禁止されています。

なお、外来生物法に関する詳細については、環境省にお問い合わせください。

外来生物法ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/>